

第4期滋賀県教育振興基本計画の策定につき議決を求めることについて

1 趣旨

県では現在、平成31年3月に策定した「第3期滋賀県教育振興基本計画」に基づき、教育の振興に取り組んでいます。現計画は令和5年度で計画期間を満了するため、教育を巡る現状や、現計画の成果と課題を踏まえ、「第4期滋賀県教育振興基本計画」を策定することにつき、議決を求めるものです。

2 策定に向けての検討経緯

(1) 滋賀県教育振興基本計画審議会での調査審議

- ・ 滋賀県附属機関設置条例に基づき、知事の諮問に応じて「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」について調査審議。任期は当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間。
- ・ 知事の諮問後、5回の審議を経て答申（令和5年6月23日）。

(2) 県民、市町等の意見反映

- ・ 計画素案の段階で市町、関係団体等に対して意見照会
- ・ 滋賀県民政策コメントの実施（令和5年7月24日～8月23日）

(3) これまでの経過

令和4年5月18日	教育・文化スポーツ常任委員会報告(策定予定)
9月14日	教育・文化スポーツ常任委員会報告(審議会設置、諮問)
10月13日	滋賀県教育振興基本計画審議会第1回会議(諮問)
11月25日	滋賀県教育振興基本計画審議会第2回会議(骨子案の検討)
12月14日	教育・文化スポーツ常任委員会報告(骨子案)
令和5年1月24日	第3回審議会会議(素案の検討)
3月8日	教育・文化スポーツ常任委員会報告(素案)
4月6日～21日	市町、関係団体等に対する意見照会
5月24日	第4回審議会会議(答申素案の検討)
6月1日	教育・文化スポーツ常任委員会報告(策定予定)
6月8日	第5回審議会会議(答申案の検討)
6月23日	審議会答申
7月7日	教育・文化スポーツ常任委員会報告(原案)
7月24日～8月23日	滋賀県民政策コメント
9月20日	「第4期滋賀県教育振興基本計画の策定状況説明書」 議会報告(報第16号)
10月6日	教育・文化スポーツ常任委員会報告(策定状況)
11月29日	議会提案

計画の枠組
性格 ○教育基本法第17条第2項の規定に基づく滋賀県における教育振興基本計画(第4期)。
 ○滋賀県基本構想を上位計画とする教育分野の部門別計画
期間 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)【5年間】
 ※施策の随所にSDGsの視点を生かします。

基本目標 未来を拓く心豊かでたくましい人づくり
 「夢と生きる力」を源とする豊かな人間性や社会性とたくましさを持ち、主体的に未来社会の形成に参画するとともに、生涯にわたり学び続ける人づくりを目指します。

サブテーマ 「三方よし」で幸せ育む滋賀の教育
 資質能力を育み、可能性を広げていくことによる子ども一人ひとりの幸せや、教育に携わる教職員や子どもの育ちの基盤である家庭等における幸せ、一人ひとりが大切にされ、お互いを尊重し合い、関わり合う、みんなが幸せな地域づくりなど、教育を通じてウェルビーイングの考え方も共通する「三方よし」で、幸せの実現を目指します。

計画策定の背景
(1)本県教育をめぐる現状と取組の視点
 ①未来社会を見据えた学習者主体の人づくり
 ②コロナ禍の経験から得た「気付き」
 ③多様化する子どもたちの状況に対応し、誰一人取り残されない学び
 ④高等学校段階の充実した学び
 ⑤教職員の資質能力の向上や教職員を支える取組
 ⑥生涯学習の振興や地域社会と共に取り組む学び
 ⑦学びを通じたウェルビーイング(幸せ)の実現
(2)第3期計画の成果と課題

全体的な方向性
(1)すべての人が愛情をもって取り組む教育
 社会のみんなが、自分や相手、地域社会それぞれに対して愛情をもって教育に取り組むことで、自分を大切にし、相手を尊重し、地域に誇りと愛着を持つことができる人づくりを目指します。
(2)学習者が主体の教育
 一人ひとりの学習者を学習の主役と位置付け、主体的に学び、成長する過程を支援するとともに、「読み解く力」の育成に取り組みます。
(3)滋賀に学ぶ教育
 自然・歴史・文化などの「滋賀の恵み」、地域社会や企業等の力、先人が培った「近江の心」に学び、地域への誇りや愛着と、地域の課題に主体的に取り組む態度を育みます。また、滋賀に学ぶ教育の展開を通じて、本県の豊かさを未来へ受け継いでいきます。

子ども一人ひとりの個性を大切に、生きる力を育む
 ○授業理解度の向上など読み解く力の育成が進んでいる。基礎・基本の定着と併せて確かな学力へつなげることが求められる。
 ○コロナ禍の影響を受けて自尊心が十分に高まっておらず、引き続き豊かな心の育成の推進が求められる。
 ○コロナ禍の影響を受けた総運動時間の減少やスクリーンタイムの長時間化の中、運動への愛好的態度が十分に高まっておらず、健やかな体の育成に向けた取組が求められる。
 ○特別支援教育の推進に関して、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成が一定進んでおり、計画をもとにした障害の状態に応じたきめ細かな指導の推進が求められる。
 ○ICT環境の整備が進む一方、活用に自信のない教員が一定割合おり、指導力の向上と有効活用の推進が求められる。
 ○コロナ禍の制約の中で「うみのこ」等の滋賀ならではの体験活動を推進してきたが、子どもにおける主体的な関心は十分に高まっておらず、機会の確保と充実が求められる。
 ○教員の在職等時間は若干減少するも高止まりの状況にあり、働き方改革等による学びの基盤の確保が求められる。
社会全体で支え合い、子どもを育む
 ○学校運営協議会の設置が一定増えているが、引き続きコミュニティ・スクールの取組の推進が求められる。
 ○家庭教育支援チームを組織する市町が増えているが、孤立しがちな保護者の増加傾向を踏まえ、地域全体で子どもの育ちを支える取組が求められる。
 ○SC、SSWの配置や活用が進む一方、子どもを取り巻く環境が多様化する傾向を踏まえ、支援の強化が求められる。
すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する
 ○コロナ禍のため生涯学習の機会に制約がある影響で、地域等での学びの成果の活用が十分に進んでおらず、オンラインの活用等による機会の充実が求められる。
 ○子どもの読書習慣が十分に定着しておらず、読書活動の一層の推進が求められる。
 ○公共図書館における読書環境の整備については、コロナ禍を経て、来館型・非来館型サービスの充実が求められる。

柱Ⅰ 夢と生きる力を育む
【目指す方向性】
 知・徳・体の育成をはじめ、社会をけん引することができる資質を育成することで、学力を向上し、「夢と生きる力」を育みます。また、体験活動や部活動など、子どもたちの多様な学びの機会をつくります。
【展開する施策】
(1)知・徳・体を育む
 ①確かな学力の育成
 ②豊かな心の育成
 ③健やかな体の育成
(2)主体的に社会へ参画できる資質能力を育む
 ①社会参画・社会貢献意識の育成
 ②情報活用能力の育成
(3)多様な学びの機会をつくる
 ①滋賀に学ぶ体験活動等の推進
 ②部活動の持続可能で適切な運営への支援

柱Ⅱ 学びの基盤を支える
【目指す方向性】
 学校教育の基盤である教職員を支え、資質能力の向上を支援します。また、子どもたちが安心して快適に学べる環境づくりや、「この子らを世の光に」の考えに基づいた社会的包摂など多様な教育ニーズへの対応、成長過程の学びを円滑につなげる取組など、子どもを真ん中に置き、学びの基盤を切れ目なく支えます。
【展開する施策】
(1)教職員を支え、教育力を高める
 ①働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進
 ②教職員の資質能力の向上
(2)安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる
 ①子どもの心理的安全性の確保
 ②学校安全の推進
 ③教育DXの推進
 ④学校施設の教育環境の整備
(3)多様な教育ニーズに対応する
 ①特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進
 ②魅力ある県立高等学校づくりの推進
 ③私学教育の振興
(4)学びを円滑につなげる
 ①幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続
 ②大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続

柱Ⅲ みんなで学びに関わる
【目指す方向性】
 子どもや学校だけでなく、家庭や地域、企業・NPOなど、社会のみんなが生涯のあらゆる場面で学び、学びでつながり、学びの機会を支えていきます。
【展開する施策】
(1)生涯を通じた学びを推進する
 ①生涯学習の振興
 ②読書活動の推進
 ③図書館を生かしたまちづくりの推進
(2)地域社会で学びをつなげる
 ①地域と共に取り組む学びの推進
 ②企業・NPO等と共に取り組む学びの推進
 ③家庭と共に取り組む学びの推進
(3)困難な環境等にある人の学びを支える
 ①学校や家庭での学びの支援
 ②多様な学びの機会や居場所の確保

施策の推進方法
 県関係部局間の連携はもとより、国および市町とも連携し、当事者である子どもの声を聴きながら、施策を総合的に推進するとともに、目指す姿への到達状況について、毎年度、点検・評価を行います。また、状況の変化に応じて、計画内容を見直します。